付属書類3

外資研究開発本部確認証明書の抹消についての告知承諾書

一．基本情報

 (一)政府部門

名称： 市商務局

お問い合わせ先（電話）:市商務局政務サービスホール窓口 010-89150491

（二）申請者

名称： 統一社会信用コード:

担当者氏名: 連絡先：

 (三) 委託代理人

氏名: 連絡先：

証明書の種類： 証明書番号：

二．政府部門からのお知らせ

（一）取り扱い事項

名称:外資研究開発本部の証明書抹消

 (二)事項の根拠

『北京市本部企業の高品質な発展の促進に関する規定』(京政発〔2021〕3号)

（三）手続の要件

外資研究開発本部が抹消された場合、又は北京以外の地区に移転した場合、外資研究開発本部確認証明書を抹消する必要がある。

（四）手続の流れ

1．申請を提出する。企業及び機関は、北京市国家機関の統一オンラインプラットフォーム「首都之窓」を通じて、オンラインで申請することができる。また、北京市政務サービスセンターを通じて『外資研究開発本部確認証明書の抹消についての告知承諾書』を提出することができる。

2.決定を行う。現場で提出された関連書類を形式的に審査し、規定を満たす場合はこれを受理し、その場で同意する旨の決定を行い、『外資研究開発本部確認証明書』を抹消する。規定を満たさない場合はこれを却下し、その理由を通知する。オンライン処理の場合は0.5業務日を超えないものとする。

 (五)申告書類

1.確認証明書の抹消申請書（認定時期、申請事項等、公印が押印された原本）。

2.従来の外資研究開発本部確認証明書。

 (六)日常的な監督管理

市商務局の職員は、企業から提供された書類を全面的に検査し、業務記録を作成し、企業ファイルに追加する。

検査の結果、申請者の実情が承諾内容と異なることが判明した場合には、状況に応じて法律に基づき処理する。軽微かつ一般的な承諾事項の不遵守・信用喪失については、一定期間内に是正するよう命じる。是正しない場合又は是正後も要件を満たさない場合は、「外資投資研究開発本部確認証明書」を取り消す。重大な承諾事項の不遵守・不正行為については、『外資投資研究開発本部確認証明書』を直接取り消し、法律に基づいて申請者対し相応の法的責任を追及するものとする。

（七）承諾事項の不遵守及び信用喪失に対する懲罰

**1.承諾事項の不履行行為の分類。**検査結果を北京市公共信用情報サービスプラットフォームに組み入れ、差別化された信用管理を実施する。承諾事項の不履行行為は、軽微な承諾事項の不遵守・信用喪失、一般的な承諾事項の不遵守・信用喪失、重大な承諾事項の不遵守・信用喪失の3種類に分けられる。軽微な承諾事項の不遵守・信用喪失とは、理由もなく書類の不備又は不正確な情報を提供するなどの行為を指す。一般的な承諾事項の不遵守・信用喪失とは、事実と異なる書類を提供する、又は必要かつ正確な書類を提供できないなどの行為を指す。重大な承諾事項の不遵守・信用喪失とは、虚偽の資料を提供し、期限内に是正せず、是正後も要求を満たさないなどの行為を指す。

1年以内に、申請者が外資研究開発本部認定手続をする時点で、軽微な承諾事項の不遵守・信用喪失行為が累計3回以上みられた場合には、一般的な承諾事項の不遵守・信用喪失行為として扱い処理する。一般的な承諾事項の不遵守・信用喪失行為が累計2回以上みられた場合には、重大な承諾事項の不遵守・信用喪失行為として扱い処理する。

2.懲戒措置。軽微な承諾事項の不遵守・信用喪失行為に関する情報は、北京市公共信用情報サービスプラットフォームに組み入れるが、記録のみ行い公表はしない。一般的な承諾事項の不遵守・信用喪失行為に関する情報は、北京市公共信用情報サービスプラットフォームに組み入れ、最低1ヶ月、最長6ヶ月間公示する。重大な承諾事項の不遵守・信用喪失行為に関する情報は、北京市公共信用情報サービスプラットフォームに組み入れ、最低6ヶ月、最長１年間公示する。

3.信用の回復。申請者は信用保証を行い、信用スコアの是正などにより信用を回復することができる。信用が回復すると、状況に応じて公表期間を1ヶ月～6ヶ月短縮することができる。信用を回復した申請者について、信用喪失情報の公表を停止し、北京市公共信用情報サービスプラットフォームに承諾事項の不遵守・信用喪失主体の回復情報を組み入れなければならない。

（八）申立の手段

申請者は、確認過程及び決定に異議がある場合、市商務局の政務サービスホールにて説明を行うことができる。問題が解決できない場合は、市の商務局に訴えることや、政府ウェブサイトなどを通じて問い合わせ、苦情の申し立てをすることができる。

申請者は、北京市公共信用情報サービスプラットフォームに記録された申請者の承認事項の不遵守・信用喪失に関する情報が事実と一致しない、又は法律に基づき公表すべきでないと判断する場合は、市経済情報化部門に書面にて異議申立書を提出し、関連する証拠書類を提供することができる。

三、申請者の承諾

申請者は、自らの意志で以下のとおり承諾する。

1.記入された基本情報及び提出された必要書類は、真実、合法、有効、かつ完全である。

2.政府部門から通知されたすべての内容を承知する。

3.相応の基準を満たしており、具体的には次の通りである：

4.承諾事項の不履行、虚偽の承諾に対する法的責任を負い、政府部門から通知された懲戒措置を受ける意思がある。

5.本承諾は、申請者の真実の意思表示である。

(以下、二者択一とする)

□1. 申請企業が承諾する場合

法人の署名/捺印:

日 付： 年 月 日

□2.委託代理人が申請者に代わって承諾する場合　政府部門（印）：

委託代理人の署名： 日 付： 年 月 日

日 付： 年 月 日

 (本書は一式二部とし、政府部門および申請者が各一部を保有する)